

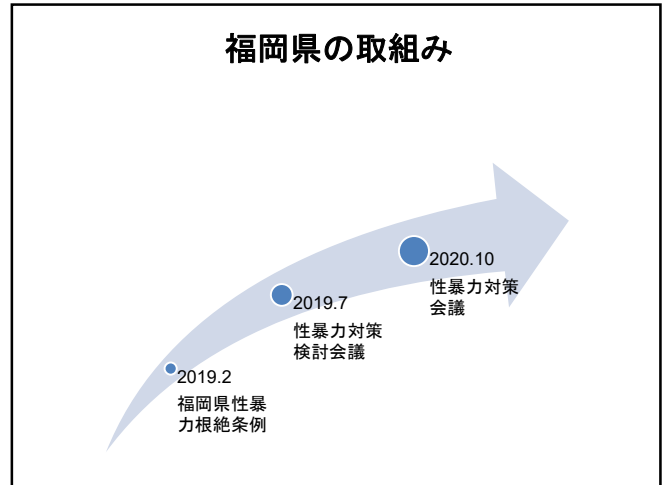
令和4年2月

**性犯罪被害者のために
何が必要か、何ができるか（再び）**

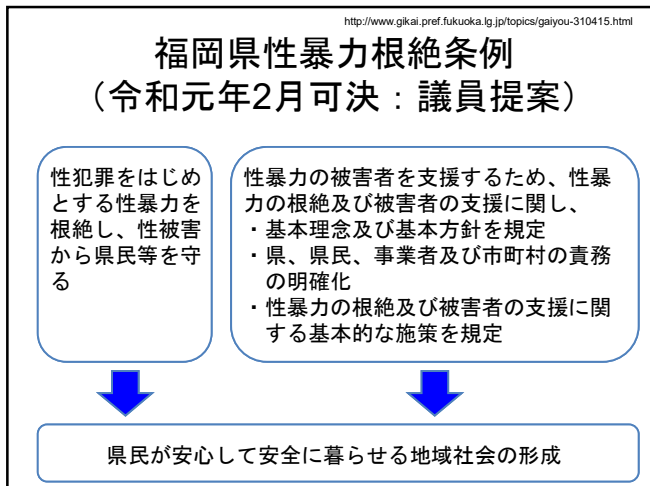
性被害防止教育・性教育から考える被害者支援の糸口

福岡県立大学理事・教授
松浦 賢長

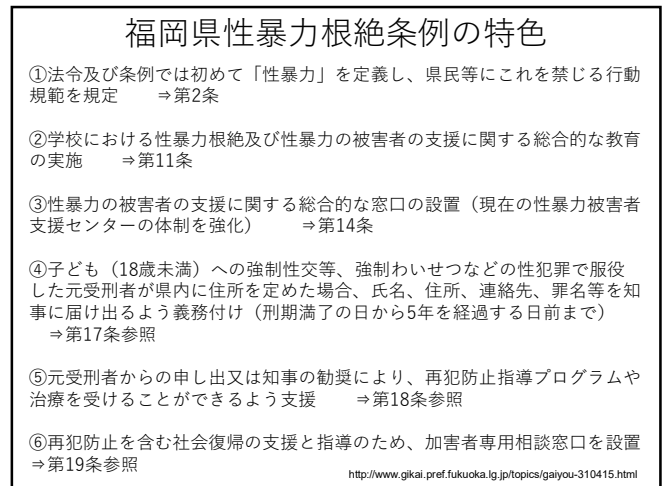
1



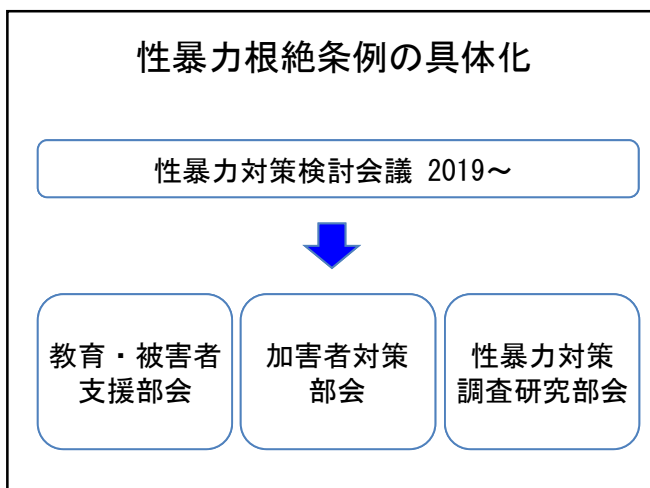
2



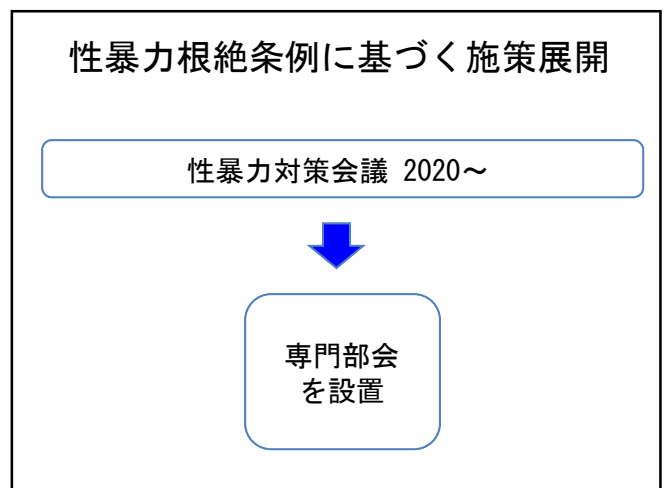
3



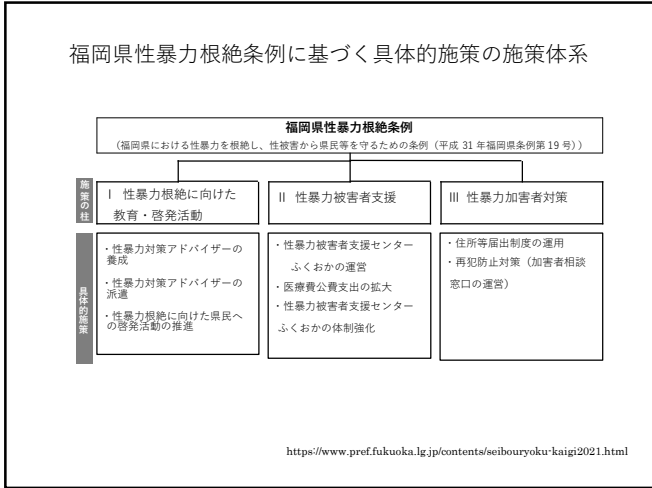
4



5



6



7

性暴力対策アドバイザーの養成

性暴力対策アドバイザー養成講座の実施

- 受講対象は、県臨床心理士会若しくは性暴力関係機関から県に推薦された者又は現役のスクールカウンセラーのうち養成講座の受講を希望する者
- 対象者は、条例に規定された4つの教育分野(※)及び教育の方法についての講義を受講し、各講義の到達テストを受験

※条例に規定された4つの教育分野(性暴力根絶条例第11条第2項)

- I 性差別等人権に関する教育
- II 体や性の仕組みに関する教育
- III 性に関する心理学的見地からの教育
- IV 性暴力及び性被害の実情等に関する教育

- 全ての到達テストに合格した者に対し、修了証を交付
- 修了証を交付した者のうち、アドバイザーとして活動する意向がある者を性暴力対策アドバイザーとして登録し、委嘱状を交付

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

8

性暴力対策アドバイザーの養成

【実施結果】

	受講者数	修了者数	委嘱者数
令和元年度第1回(令和2年3月)	53人	49人	28人
令和2年度第1回(令和2年10月)	27人	24人	10人
令和2年度第2回(令和2年3月)	31人	30人	15人
令和3年度第1回(令和3年11月)	56人	56人	(受付中)
計	167人	159人	53人

※過年度修了者についても随時委嘱者の登録を受け中

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

9

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

性暴力対策アドバイザーの派遣 / 派遣実績

- 令和4年度からの公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校での全校実施に向け、今年度中に第2回目の養成講座を実施し、アドバイザー数を増やす。

	公立				私立			その他	合計
	小学校 高学年 ※1	中学 ※2	高校 ※3	特支	小学校 高学年	中学 ※3	高校 ※3		
令和2年度	16	6	5	4	-	1	-	1	33
令和3年度(10月末)	75	24	19	1	-	-	-	-	119

※1 義務教育学校含む ※2 義務教育学校、中等教育学校含む ※3 中等教育学校含む

令和3年度実施予定(令和3年10月末現在)

- 公立小学校高学年(5, 6年生): 101校
- 公立中学校: 40校
- 公立高等学校: 30校
- 公立特別支援学校(知的): 5校
- 計176校

10

性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営 i

○ 相談・支援件数
令和2年度の相談・支援件数は、5,353件。令和元年度から再度の増加傾向

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計
電話相談	289	429	1,041	1,244	2,380	2,306	2,502	5,073	15,264
直接支援	22	57	155	159	325	250	257	280	1,505
計	311	486	1,196	1,403	2,705	2,556	2,759	5,353	16,769

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

11

性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営 ii

・被害内容別相談・支援件数 (件)

	電話相談					直接支援		
	強制性交等	強制わいせつ	その他の性的被害者	その他の被害	問合せ等	強制性交等	強制わいせつ	その他の性的被害
H30年度	552	1,042	433	104	424	133	112	5
R元年度	906	899	303	127	267	177	73	7
R2年度	1,786	624	869	100	1,694	159	113	8

○ 相談対応の体制

- ・受付時間: 24時間365日
- ・相談員(平日9-17時): 3名、(夜間・休日): 2名
- ・コーディネーター(社会福祉士経験あり・常勤): 1名
- ・精神科医(月2日): 1名、
- ・弁護士(月2日): 1名
- ・心理職(月15日): 1名

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

12

医療費の公費支出

被害者の精神的・身体的・経済的負担軽減のため、性暴力被害に関する医療費への公費支出を実施。

ア 産婦人科医療費

・福岡県医師会協力のもと、35産婦人科医療機関が協力医療機関として連携し、被害者の医療費を公費支出するもの
 ・令和2年度に公費支出の対象を拡大
 (性感染症の検査及び裂傷の一時的処置費にその治療費を、また、緊急避妊薬の投与を条件としない人工妊娠中絶費用を追加)

イ 精神科医療費

・福岡県医師会協力のもと、23精神科医療機関が協力医療機関として連携し、被害者の医療費を公費支出するもの

○支援実績(件)

	産婦人科医療費	精神科医療費
令和2年度	41	9
令和3年度 (10月末)	15	8

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

13

住所等届出制度の運用

第17条 子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪を犯したが、これらの罪に係る刑期の満了の日(刑の一部の執行が猶予された場合には猶予されなかった期間の執行を終った日)から5年を経過する日前に本県の区域内に住所又は居所を定めるときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めた日から14日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
 一 氏名 二 住所又は居所 三 性別 四 生年月日 五 連絡先 六 届出に係る罪名 七 刑期の満了した日

ア 制度周知

・福岡県から法務省に対し、全国の刑事施設及び保護観察所の施設内におけるポスター掲示や対象者への制度周知を依頼
 ・県ホームページにおける制度周知
 ・県、国、市町村の広報媒体や新聞広告を活用した制度周知・関係機関へのチラシ等配付による制度周知
 ・届け出られた犯罪は、刑法違反(強制わいせつ、強制わいせつ致傷)、児童福祉法違反、児童買春児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反
 ・法務省との覚書に基づいて刑事施設への届出内容も照会
 ・刑事施設への照会を経て登録を行った上、相談窓口における支援を案内

イ 届出件数

	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
届出件数	8	6	14

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

14

再犯防止対策(相談窓口)

ア 相談窓口の開設

・名称：福岡県性暴力加害者相談窓口
 ・開設日：令和2年5月1日
 ・開設時間：平日9:00-17:00
 ・支援体制：性暴力加害者対策支援専門員(常勤・精神保健福祉士)1名
 性暴力加害者再犯防止カウンセラー(非常勤・臨床心理士)2名
 性暴力加害者支援スーパーバイザー(非常勤・臨床心理士)2名
 性暴力加害者支援スーパーバイザー(非常勤・精神科医)1名

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

15

再犯防止対策(相談窓口)

ウ 相談受付件数

(実人数)

相談種別	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
強制わいせつ	12	8	20
強制性交等	3	1	4
公然わいせつ	3	3	6
痴漢	4	2	6
盗撮	16	28	44
ストーカー	1	1	2
のぞき	2	2	4
買春	1	0	1
セクハラ	0	1	1
浮気・不倫	2	1	3
問合せ	22	10	32
その他	12	15	27
計	78	72	150

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

16

再犯防止対策(相談窓口)

エ 窓口における支援状況

(7) 面接の受付状況

	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
受付件数	48	29	77

(4) 医療費の公費支出

・福岡県医師会協力のもと、10精神科医療機関が協力医療機関として連携し、性暴力加害者の精神科医療費を公費支出するもの

	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
実施件数	0	0	0

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

17

性被害防止教育・性教育から考える 被害者支援の糸口

1. 福岡県は性暴力根絶条例を策定した。
2. 学校における性被害防止教育が開始の途についている。
3. この性被害防止教育は学校のクラス等を対象としたいわゆる“集団指導”であり、対象の児童生徒の中に性被害者が存在することを否認しない。
4. この懸念は、従来の“性教育(集団指導)”に関してもあてはまる。
5. この重たい懸念に対してどのように取り組めばよいのか、議論と対応をすすめる必要がある。

18

性被害防止教育・性教育から考える 被害者支援の糸口 ii

1. 授業(集団指導)の目標を明確に設定する
2. 個々の児童生徒が目標に到達したかどうかを把握する
3. そのためには記名式の評価表を用いる
4. 評価表には曖昧性を持たせる
5. 誰が授業を行い、誰が評価をするのか
6. 相談とは何か、誰に相談するのかの情報を提示する

19

ありがとうございました

matsuura@fukuoka-pu.ac.jp

研究室： 0947-42-1905

20